

因幡浄苑包括管理委託業務

要求水準書

令和6年12月

鳥取県東部広域行政管理組合

目 次

第1章 総則	1
1 業務目的	1
2 業務名	1
3 実施場所	1
4 委託期間	1
5 業務内容	1
6 施設概要	2
7 関係法令の遵守	3
8 用益条件	3
9 車両・重機等	4
10 要求水準書の遵守	4
11 事業実施状況の調査	4
12 委託業務の引継ぎ	4
13 施設機能の確認	5
第2章 運転管理体制等	6
1 全体組織構成	6
2 業務管理	6
3 総括責任者の選任及び職務	6
4 従事者の報告	6
5 労務管理	6
6 労働安全衛生体制及び作業環境管理体制	7
7 防災管理体制	7
8 警備体制及び防犯体制	7
9 見学者対応	7
10 住民対応	7
11 帳票類の管理	7
12 地元雇用及び地域経済への配慮	7
13 環境への配慮	7
14 通勤車両等の駐車場利用	8
第3章 運転・維持管理業務の基本的な考え方	9
1 運転・維持管理計画	9
2 年間業務実施計画書	9
3 各年度の業務完了に係る提出書類	10
4 月間業務実施計画書	10
5 前月に係る業務完了報告書	10
6 業務検査	11
7 運転業務	11
8 日常・巡視・巡回点検	11
9 定期点検業務	12
10 定期修繕業務	12
11 突発的故障修繕に関する業務	12

1 2	物品管理調達業務	1 3
1 3	異常時の措置	1 3
1 4	災害時	1 3
1 5	休日等の連絡	1 3
1 6	就業の制限	1 3
1 7	業務実施におけるリスク分担	1 4
1 8	備品等の貸与	1 4
1 9	整理整頓等	1 4
2 0	費用負担	1 4
2 1	秘密の厳守	1 4
2 2	疑義	1 4
第 4 章	業務範囲及び業務内容	1 5
1	業務範囲	1 5
2	勤務日等及び勤務時間	1 6
3	搬入時間	1 6
4	搬入管理	1 7
5	脱水污泥の引渡し業務	1 8
6	脱水し渣を指定場所まで搬出運搬する業務	1 8
7	沈砂を抜き取り洗浄し、指定場所まで搬出運搬する業務	1 8
8	し尿・雑排水の下水道圧送	1 8
9	調整及び交換	1 8
1 0	軽易な修理作業	1 9
1 1	設備等の改良	1 9
1 2	定期点検	1 9
1 3	定期修繕	1 9
1 4	廃棄物の処理	2 0
1 5	検査測定分析	2 0
1 6	防災管理業務	2 0
1 7	見学者対応	2 1
1 8	特別操業の対応	2 1
1 9	環境への配慮	2 1
第 5 章	費用分担及びリスク分担等	2 2
1	本組合が支給する物品等	2 2
2	事業者が負担する費用等	2 2
3	本組合が負担する費用等	2 2
4	対外的賠償等が求められた場合	2 2
5	施設等が損傷を受けた場合	2 2
第 6 章	業務書類等	2 3

第1章 総則

この要求水準書は、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）が所管する因幡浄苑を適正に管理する上で満たすべき要求水準であり、その具体的手法は入札参加資格者の提案によるものとする。

1 業務目的

「因幡浄苑包括管理委託業務」（以下「包括管理委託業務」という。）は、鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）のし尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥を因幡浄苑で適正に処理し、一定の性能の確保及び効果的かつ効率的な運転・維持管理を行うことを目的とする。

2 業務名

因幡浄苑包括管理委託業務

3 実施場所

因幡浄苑

鳥取市秋里1037番地1

4 委託期間

準備期間 契約締結日から令和7年3月31日までとする。

実施期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

5 業務内容

- ① 運転業務
- ② 日常・巡視・巡回点検業務
- ③ 定期点検業務
- ④ 定期修繕業務
- ⑤ 突発的故障修繕に関する業務
- ⑥ 物品管理調達業務
- ⑦ 検査測定分析業務
- ⑧ 場内警備業務
- ⑨ エネルギー管理業務
- ⑩ 防災管理業務
- ⑪ その他業務
- ⑫ 報告書の提出
- ⑬ ①から⑫までに附帯する各種業務

6 施設概要

(1) 施設規模等

- ① 建築面積 2,294 m²
- ② 延床面積 3,767.72 m²
- ③ 供用開始 平成12年4月（水処理は平成11年4月供用開始）

(2) 処理能力

① 計画処理量

ア 受入・貯留工程まで

- ・し尿：59 kl/日、浄化槽汚泥 71 kl/日、集落排水汚泥①：20 kl/日
（うち 50 kl/日は下水道圧送）
- ・集落排水汚泥②：50 kl/日

イ 主処理工程以降より

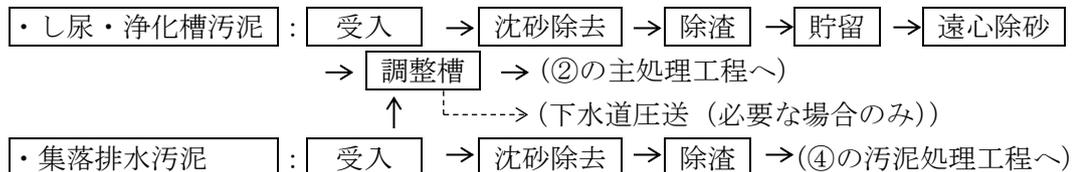
- ・混合し尿（し尿・浄化槽汚泥）：80 kl/日、集落排水汚泥①：20 kl/日

② 主要設備運転時間

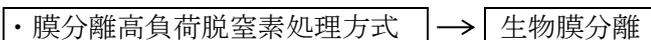
ア 受入貯留設備	稼働日数：5日/週	運転時間：6時間/日
イ 主処理設備	”：7日/週	”：24時間/日
ウ 高度処理設備	”：7日/週	”：24時間/日
エ 汚泥脱水設備	”：5日/週	”：12時間/日
オ 脱臭設備	”：7日/週	”：24時間/日

(3) 処理方式

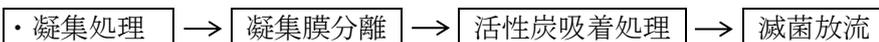
① 受入貯留工程



② 主処理工程



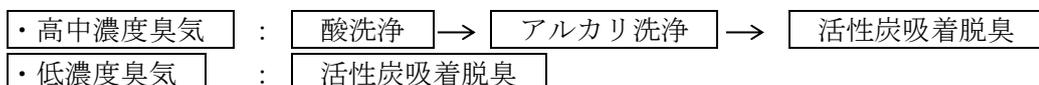
③ 高度処理工程



④ 汚泥処理工程



⑤ 脱臭設備工程



(4) 公害防止等基準

① 排水基準値

別紙1のとおり

② 騒音基準値（敷地境界線上において）

ア 朝・夕（6時～8時、19時～22時） 50dB以下

イ 昼間（8時～19時） 60dB以下

ウ 夜間（22時～6時） 45dB以下

（非常時騒音等は除きます。）

③ 振動基準値（敷地境界線上において）

ア 昼間（8時～19時） 60dB以下

イ 夜間（19時～8時） 55dB以下

（車両通行等による振動は除きます。）

④ 悪臭基準値（活性炭吸着塔出口及び敷地境界にて測定）

別紙2のとおり

⑤ 脱水し渣・汚泥の性状

ア 脱水し渣の含水率 60%以下（場外搬出処分）

イ 脱水汚泥の含水率 75%以下（場外搬出処分）

7 関係法令の遵守

包括管理委託業務受託事業者（以下「事業者」という。）は、施設の運用に当たり、次に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 下水道法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 電気事業法
- (6) 労働基準法
- (7) 労働安全衛生法
- (8) 労働者災害補償保険法
- (9) 職業安定法
- (10) 消防法
- (11) その他関係法令等

8 用益条件（ユーティリティー）

(1) 給排水

施設において使用する上水道については、プラント水及び飲料用である。施設の排水は自家処理とする。

(2) 電気

施設は、自家発電補給設備を所有し、現在の受電方式は高圧高負荷率TOUであり、契約電力は274kw（令和6年12月時点）である。なお、電気需給契約は本組合が指定した事業者と契約するものとする。

(3) 電話

事業者が、電話・FAX 用及び警備用に必要な回線等の対応を行う。なお、現在は現事業者が、電話・FAX 用及び警備用に光回線を設置している。また、事業者用専用回線は、必要に応じ事業者が引き込むこととし、その費用については事業者の負担とする。

(4) ガス

ガスについては、湯沸し用であり、プロパンガスを使用している。

(5) 薬品

水処理及び脱臭等に薬品を使用する。

(6) 油脂類

各設備及び機器類等に使用する。

9 車両・重機等

事業者は、因幡浄苑の運転管理・維持管理に必要な車両等を準備するものとする。ただし、本組合が所有する車両等は、無償で事業者に貸与するが、維持管理費（燃料、重量税・自賠責保険料、検査・点検・整備費用、車検等を含む。ただし、任意保険は本組合が加入する。）は、事業者の負担とする。

[車両・重機一覧]

車両名	台数	取得年月日
し渣運搬車 4 t ダンプトラック	1 台	平成 1 1 年 3 月
沈砂運搬車 軽トラック (ダンプ式)	1 台	平成 1 2 年 3 月

10 要求水準書の遵守

事業者は、この要求水準書の内容を遵守しなければならない。また、事業者は、この要求水準書に明記されていない事項であっても、運転管理に必要な業務等については、全て事業者の責任において行うものとする。

11 事業実施状況の調査

本組合は、包括管理委託業務を確認するため、事業者による施設の運転管理、保守管理等を状況把握するため、定期若しくは随時に書類の提出を求め、現地調査を実施する。

12 委託業務の引継ぎ

(1) 事業者は、令和 7 年 4 月 1 日からの包括管理委託業務の受託開始に伴い、施設の性能保証値、機器管理等に十分対応した管理運転ができるよう必要な準備を行うこととし、これに係る費用は事業者の負担とする。

(2) 事業者は、受託期間満了時において次期事業者に対し、業務に支障が生じないよう引継ぎを行うものとする。

(3) 事業者は、包括管理委託業務開始後、速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継書を作成し、施設に備えおくものとする。なお、引継書を作成したときは、速やかに本組合に提出するものとする。

(4) 事業者は、必要に応じて、引継書の内容を変更するものとする。引継書の内容を変更し

たときは、本組合に対し、速やかに変更した引継書を提出するものとする。

13 施設機能の確認

(1) 業務開始前

- ① 業務開始前日までの間に、本組合及び事業者は、双方立会いのもと、業務着手前に施設の確認を行うものとする。なお、確認すべき項目については、本組合及び事業者が協議により定めるものとする。
- ② 事業者は、前記の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設等機能確認報告書を作成し、確認完了の日から10日以内に本組合に提出するものとする。

(2) 業務終了時

- ① 業務期間終了時又は本組合若しくは事業者が解除により契約を終了するときは、契約終了日前30日から契約終了日までの間に、双方立会いのもとで施設の機能確認を行うものとする。
- ② 本組合及び事業者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められるときは、双方協議して修繕、更新その他必要な処置を行うものとする。
- ③ 事業者は、前記の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設等機能確認報告書を作成し、確認完了の日から10日以内に本組合に提出するものとする。

第2章 運転管理体制等

1 全体組織構成

事業者は、包括管理委託業務の実施に当たり適切な組織を構成しなければならない。

2 業務管理

- (1) 事業者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。
- (2) 事業者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに本組合に連絡しなければならない。
- (3) 事業者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の履行に当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めなければならない。
- (4) 事業者は、豪雨、台風、地震その他の天災等による事故に対応するため、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。

3 総括責任者の選任及び職務

事業者は総括責任者を定め、氏名その他必要事項について書面をもって、業務開始前に本組合に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

- (1) 総括責任者は、施設全体を総括し従事者の指導及び監督を行うものとする。
- (2) 事業者は総括責任者の代理人となる副総括責任者を予め選任し、総括責任者が不在の際は、その職務を代行させるものとする。
- (3) 総括責任者は、本組合との連絡を密にし、運転管理状況等を適確に報告しなければならない。
- (4) 従事者は、総括責任者又は副総括責任者の指示に従って適切に業務を遂行しなければならない。

4 従事者の報告

事業者は、従事者の氏名及び資格等を契約締結後、速やかに本組合に提出しなければならない。また、人事異動等により変更となった場合も同様とする。

5 労務管理

- (1) 事業者は、従事者の労務管理の一切の責任を負うものとする。また、事業者は包括管理委託業務の公共性を十分理解し、退職、欠勤等に対処できるよう万全な体制を整備し、労務管理を十分に行わなければならない。
- (2) 事業者は、包括管理委託業務を行うに当たり、次に掲げる資格を有する者を配置しなければならない。
 - ① 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理場）
 - ② 安全衛生推進者
 - ③ 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者
 - ④ 特定化学物質等作業主任者
 - ⑤ 自動車免許のうち準中型免許

⑥ その他施設の運転管理等に必要な資格

- (3) 事業者は、包括管理委託業務を行うに当たり、法令改正等により前号に規定しない資格を有する者の配置が必要となった場合、その資格を有する者を配置しなければならない。また、従事者に対しては、し尿処理施設の運転管理に関する教育を受けさせなければならない。

6 労働安全衛生体制及び作業環境管理体制

- (1) 事業者は、包括管理委託業務に係る労働安全衛生体制及び作業環境管理体制を整備しなければならない。
- (2) 事業者は、整備した労働安全衛生体制及び作業環境管理体制について本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とする。

7 防災管理体制

- (1) 事業者は、施設の防火上必要な組織等を整備しなければならない。
- (2) 事業者は、整備した防災管理体制について本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とする。

8 警備体制及び防犯体制

- (1) 事業者は、施設の警備体制及び防犯体制を整備しなければならない。
- (2) 事業者は、整備した警備体制及び防犯体制を本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とする。

9 見学者対応

施設の見学希望者への予約受付及び日程調整等は本組合が行うものとし、事業者は、施設見学者の案内、説明等の対応を行うものとする。

10 住民対応

事業者は、常に適切な施設の運転及び維持管理を行い、住民の理解、協力が得られるよう努めなければならない。なお、住民からの意見等があった場合は、本組合と協議の上、適切に対応し、その結果を本組合に報告しなければならない。

11 帳票類の管理

事業者は、包括管理委託業務実施に必要な帳票類を作成し、保管しなければならない。

12 地元雇用及び地域経済への配慮

事業者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守し、地元雇用、地元企業の育成等地域経済への貢献に配慮しなければならない。

13 環境への配慮

事業者は、環境への負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスク管理及び地球温暖化の抑制などに関して配慮しなければならない。

14 通勤車両等の駐車場利用

施設の駐車場は、利用者のために設置しているものであり、原則として、施設管理従事者の通勤者車両等は駐車できない。

ただし、利用者の利用を妨げない範囲内で、本組合から行政財産の目的外使用の許可を受けて通勤者車両等を駐車することができる。その場合、本組合に行政財産の使用料を納付しなければならない。なお、令和7年度の行政財産使用料は、1台当たり月額633円（消費税及び地方消費税込み）の予定である。

第3章 運転・維持管理業務の基本的な考え方

1 運転・維持管理計画

(1) 事業者は、施設の運転・維持管理業務について、施設概要等を参考に包括管理委託業務の委託期間中全体の運転・維持管理計画を立案し、これに基づいて業務を履行するものとする。事業者は、運転・維持管理計画を業務開始日の10日前までに本組合に提出することとし、次に掲げる項目について立案するものとする。

① 業務概要に関すること

し尿処理施設の重要性を鑑み、その目的を達成するための運転・維持管理業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、運転・維持管理業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

② 現場組織に関すること

運転・維持管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時の体制、その他業務の履行に要する組織・体制をその目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

③ 安全衛生管理に関すること

事故、災害等を未然に防止し、安全に運転・維持管理業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

④ 業務実施計画等に関すること

因幡浄苑に搬入されるし尿等を安全で安定的に処理するための計画について、包括管理委託業務の委託期間全体を通じて各業務の計画が把握できるよう記載すること。

なお、記載に当たっては、施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、日常・巡視・巡回点検の内容・頻度・点検要領、分析の内容・頻度、設備機器等の定期点検内容・頻度・点検要領、定期修繕内容・時期・要領、物品管理の方法・要領等その他の必要な事項について具体的に記載すること。

⑤ その他必要事項

(2) 運転・維持管理計画は、本組合の承諾を受けるものとする。

(3) 本組合が、運転・維持管理計画書に基づき包括管理委託業務が行われていないおそれがあると判断した場合、本組合は事業者の説明を求めるものとする。その結果、本組合が、運転・維持管理計画書に基づき包括管理委託業務が行われていないと認めた場合、本組合は事業者は是正（運転・維持管理計画書の変更を含む。）を求めることができる。

(4) 事業者が運転・維持管理計画書を変更する必要がある場合、事業者は、本組合と協議し、承諾を得るものとし、変更の10日前までに変更理由及び変更内容を本組合に提出するものとする。

2 年間業務実施計画書

事業者は、各年度の業務実施計画書として、次に掲げる実施計画を原則、各年度開始の10日までに本組合に提出するものとする。なお、関連資料がある場合は、業務実施計画書に添付するものとする。また、業務実施計画を変更する必要がある場合、事業者はその都度本組合と協議しなければならない。

- ① 運転業務実施計画（年間）
- ② 定期点検業務実施計画（年間）
- ③ 定期修繕業務実施計画（年間）
- ④ 物品管理業務実施計画（年間）
- ⑤ その他当該年度において実施予定の業務に関する計画

3 各年度の業務完了に係る提出書類

(1) 事業者は、前項の当該年度の年間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、年間業務完了報告書を本組合に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、年間業務完了報告書に添付して提出しなければならない。

(2) 事業者は、前年度の業務完了報告書として、次に掲げる報告を原則として、翌年度の4月10日までに本組合に提出しなければならない。年間業務完了報告書は、運転・維持管理計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載することとする。ただし、契約満了年度は契約期間満了日までに提出するものとする。

- ① 前年度における業務検査願
- ② 前年度における施設管理状況報告書

(3) 年間施設管理状況報告書には、次に掲げる内容を記載することとする。

- ① 年間施設管理状況（考察・所見等）
- ② 運転管理年報
- ③ 定期点検業務実績報告（年間）
- ④ 修繕実績報告（年間）
- ⑤ 物品管理調達報告（年間）
- ⑥ 緊急対応等・措置報告（年間）

4 月間業務実施計画書

事業者は、月間の業務実施計画書として、次に掲げる実施計画を原則として、前月の25日までに本組合に提出するものとする。なお、関連資料がある場合は、業務実施計画書に添付するものとする。また、業務実施計画を変更する必要がある場合、事業者はその都度本組合と協議しなければならない。

- ① 運転業務実施計画
- ② 定期点検業務実施計画
- ③ 定期修繕業務実施計画
- ④ 物品管理業務実施計画
- ⑤ その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

5 前月に係る業務完了報告書

(1) 事業者は、前項の当該月の月間業務実施計画書に基づき業務を完了したときは、月間業務完了報告書を本組合に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、月間業務完了報告書に添付して提出しなければならない。

(2) 事業者は、前月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を原則として、翌月の10日までに提出することとする。月間業務完了報告書は、月間業務実施計画書で計画した諸

事項に対して、その実績が明らかになるよう記載することとする。ただし、契約満了月の場合は契約期間満了日までに提出するものとする。

① 前月における業務検査願

② 前月における施設管理状況報告書

(3) 前号②の施設管理状況報告書には、次に掲げる内容を記載することとする。

① 当該月の施設管理状況説明（考察・所見等）

② 運転管理月報

③ 定期点検業務実績報告

④ 修繕実績報告

⑤ 物品管理調達報告

⑥ 故障等緊急対応・措置報告

6 業務検査

事業者は、当該年度及び当該月の業務完了時に、本組合の業務検査を受けなければならない。なお、検査方法については、次のとおりとする。

(1) 事業者は業務検査を受けるときは、当該年度にあつては第3項の書類を、当該月にあつては第5項の書類を準備しなければならない。

(2) 事業者は業務検査を受けるときは、当該月の場合は翌月の10日まで、契約満了年度の当該年度及び当該月の場合は契約期間満了日までに、それぞれ本組合に業務完了検査願を提出しなければならない。

(3) 本組合は、事業者から業務完了検査願が提出されてから10日以内に検査を実施するものとする。

(4) (3)の検査の結果、改善すべき点を指摘された場合、事業者はその指示に従わなければならない。

(5) (3)の検査の結果、不合格となり管理内容について補正を命じられたときは、事業者は、遅延なく当該補正を行い、本組合に補正完了の届出を提出して再検査を受けなくてはならない。この場合において再検査の期限は、(3)の期間を準用する。

7 運転業務

(1) 事業者は、業務の履行に必要とする関係法令等を熟知し、その定めるところに従って運転業務に当たるものとする。

(2) 事業者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、故障、事故等においても迅速かつ適切に処置するものとする。

8 日常・巡視・巡回点検

(1) 施設の日常・巡視・巡回点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めるものとする。

(2) 日常・巡視・巡回点検に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。

(3) 日常・巡視・巡回点検結果は、前2号に記載する内容について記録しなければならない。なお、日常・巡視・巡回点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講じる

ものとする。

9 定期点検業務

- (1) 事業者は、施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査等を行うものとする。なお、事業者は年間の定期点検計画を策定し、計画的に定期点検等を行うものとする。
- (2) 事業者は、業務の履行に必要とする関係法令等を熟知し、その定めるところに従って設備等点検に当たるものとする。
- (3) 事業者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置するものとする。
- (4) 事業者は、有資格者を必要とする点検については、速やかに有資格者を配置し、実施するものとする。
- (5) 事業者は、定期点検等を実施する場合には、年間及び毎月の定期点検計画に基づき、定期点検計画を本組合に提出し、承認を得た後、実施するものとする。
- (6) 事業者は、定期点検等を施行する際、施行行程の管理監督を行うとともに、必要な写真及び定期点検結果報告書を作成の上、本組合に提出し、業務完了確認を受けるものとする。
- (7) 事業者は、設備機器の状態、点検結果について、設備点検報告書に記録するものとする。
- (8) 事業者は、設備情報について、常に最新の情報がわかるように施設に設置している施設管理台帳システムのデータを更新するものとする。

10 定期修繕業務

- (1) 事業者は、別紙5「修繕一覧表」に基づき機器等の修繕を実施するものとし、機器の状況を反映した定期修繕計画を策定して計画的に修繕を行うものとする。なお、別紙5「修繕一覧表」に記載されていない項目であっても、施設の正常な管理運転に必要な修繕は事業者の責任において実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期修繕を実施する場合には、各年度及び毎月の修繕計画に基づき、修繕計画を本組合に提出し、承認を得た後、実施するものとする。
- (3) 事業者は、定期修繕を施工する際、施工工程の管理監督を行うとともに、必要な写真及び修繕完了報告書を作成の上、本組合に提出し、業務完了確認を受けるものとする。
- (4) 事業者は、設備機器の修繕を行った場合は、速やかに施設管理台帳システムのデータを更新するものとする。

11 突発的故障修繕に関する業務

- (1) 事業者は、施設等において突発的に発生する故障に対する修繕を行い、設備・装置及び機器等の機能を現状又は機能上支障のない状態に回復するものとする。
- (2) 設備・装置及び機器等に突発的故障が生じた場合は、事業者は、速やかに故障の状況、原因、修繕方法及び所要経費等を修繕前に本組合に報告しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、本組合と速やかに協議し、対応するものとする。
- (3) 修繕に必要なすべての部品、消耗品等の調達、交換及び管理は事業者が行うこととする。
- (4) 修繕を行った場合は、速やかに施設管理台帳システムのデータを更新しなければならない。

(5) 突発的故障修繕に要する費用負担は、別紙4「業務実施におけるリスク分担」によるものとする。

12 物品管理調達業務

(1) 事業者は、施設の運転管理に要する薬品、燃料、消耗品、油脂類を管理し、調達をするものとする。

(2) 事業者は、適切な品質・規格の物品を調達し、設備機器運転等に影響が生じないようにするものとする。

(3) 事業者は、常に物品の在庫を把握するとともに的確に物品を調達し、在庫不足による設備機器の運転等に影響が生じないようにするものとする。

(4) 事業者は、納入品及びその量等を物品管理報告書に記録するものとする。

(5) 事業者は、集落排水汚泥収集伝票を本組合の指定する様式により発注することとする。また発注後の伝票は、収集運搬業者へ必要部数の引き渡しをするものとする。

13 異常時の措置

(1) 事業者は、定期点検等において、異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講じるとともに、現場で修理可能なものについてはただちに修繕し、修繕終了後、写真等を添付して、本組合に報告するものとする。

(2) 事業者は、定期点検等により施設の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに本組合に連絡するとともに、速やかに修繕を行い、修繕終了後は、写真を添付して本組合に報告をするものとする。

14 災害時

(1) 事業者は、災害時に施設の損傷状況等について、速やかに把握し、本組合に報告するものとする。施設の正常な運転が可能な場合、事業者はし尿等の受入可能量を速やかに本組合に報告するものとする。また、正常な運転が不可能な場合、復旧までに要する期間を本組合に報告するとともに、その間の対応について本組合の指示に従うものとする。

なお、二次災害による施設損傷等の被害を未然に防止するため、事業者は適切な措置を講じるものとする。

(2) 災害等の緊急時に、他の自治体から本組合にし尿等の受入要請が行われた場合、事業者はその対応に協力するものとする。

15 休日等の連絡

事業者は、休日及び時間外に異常を発見した場合は、次の内容について本組合に連絡し、協議の上、対処するものとする。

(1) 発生・発見時刻、状況、対応の有無

(2) 措置、指示事項、その他

16 就業の制限

労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いなどにあつては、有資格者以外の者が行ってはならない。

17 業務実施におけるリスク分担

包括管理委託業務において、本組合若しくは事業者が負うべきリスクの分担については、別紙4「業務実施におけるリスク分担」に基づくものとする。

18 備品等の貸与

(1) 本組合は、事業者が業務履行上、必要とする備品、設計書、図面等（完成図書）、特殊工具等を貸与するものとする。本組合は貸与した備品等の更新は行わないものとし、必要に応じて事業者が更新するものとする。なお、事業者が包括管理委託業務の委託料で備品等を購入した場合、事業者は契約期間満了後にその備品等を本組合に寄附しなければならない。

(2) 事業者は、事業者のリース物件等、本組合の所有に属さない備品については、「賃貸借期間」及び「賃貸業者名」を物品に表示し、所有の区分を明確にするものとする。

19 整理整頓等

事業者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理するものとする。

20 費用負担

(1) 包括管理委託業務の履行に係る費用については、原則として全て事業者の負担とする。

(2) その他疑義が生じた場合は、本組合及び事業者で協議の上、決定するものとする。

21 秘密の厳守

事業者は、包括管理委託業務の履行上知り得た秘密及び業務内容等について、第三者に漏らしてはならない。

22 疑義

この要求水準書に定める事項の解釈、又はこの要求水準書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、本組合と事業者で協議で協議の上、定めるものとする。

第4章 業務範囲及び業務内容

1 業務範囲

包括管理委託業務の主な内容は次のとおりとする。

(1) 運転業務

- ① し尿及び浄化槽汚泥の搬入受け入れ
- ② 集落排水汚泥の搬入受け入れ
- ③ 中央監視室の操作
- ④ 受入貯留設備の各種機器の運転操作、調整及び交換
- ⑤ 主処理設備の各種機器の運転操作、調整及び交換
- ⑥ 高度処理設備の各種機器の運転操作、調整及び交換
- ⑦ 汚泥脱水設備の各種機器の運転操作、調整及び交換
- ⑧ 脱臭設備の各種機器の運転操作、調整及び交換
- ⑨ その他設備の各種機器の運転操作、調整及び交換
- ⑩ 脱水汚泥の再資源化事業者への引渡し
- ⑪ 本組合の計画に基づく脱水し渣の指定場所までの搬出運搬
- ⑫ 沈砂の抜き取り洗浄及び指定場所までの搬出運搬
- ⑬ し尿・雑排水の下水道圧送業務
圧送量は月平均5kℓ/日以内とし、1日当たりの最大圧送量は、50kℓ以内とする。
- ⑭ その他運転管理上必要な業務

(2) 日常・巡視・巡回点検業務

- ① 受入貯留設備の各種設備機器の日常・巡視・巡回点検、調整及び交換
- ② 主処理設備の各種設備機器の日常・巡視・巡回点検、調整及び交換
- ③ 脱臭設備の各種設備機器の日常・巡視・巡回点検、調整及び交換
- ④ 高度処理施設の各種設備機器の日常・巡視・巡回点検、調整及び交換
- ⑤ 汚泥脱水設備の各種設備機器の日常・巡視・巡回点検、調整及び交換
- ⑥ その他設備の各種機器の日常・巡視・巡回点検、調整及び交換
- ⑦ ①～⑥の設備の電気計装設備の日常・巡視・巡回点検、調整及び交換
- ⑧ し尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥運搬車両の搬入搬出路の日常・巡視・巡回点検及び保守
- ⑨ 施設の小修繕
- ⑩ ①～⑨の結果の記録作成
- ⑪ その他必要な点検業務

(3) 定期点検業務

- ① 受入貯留設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- ② 主処理設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- ③ 脱臭設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- ④ 高度処理施設の各種設備機器の定期点検及び保守
- ⑤ 汚泥脱水設備の各種設備機器の定期点検及び保守
- ⑥ 電気計装設備、電気工作物、消防用設備、自動扉、トラックスケール、地下タンク（メタノール貯留用）等の定期点検及び保守

- ⑦ クレーン、コンプレッサーの法定点検及び保守
- ⑧ 冷暖房設備の点検及び保守
- ⑨ 小荷物専用昇降機の点検及び保守
- ⑩ その他必要な点検業務
- (4) 定期修繕業務
施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために計画的に行う定期修繕
- (5) 突発的故障修繕に関する業務
突発的に発生した故障等による設備、装置及び機器等の機能回復のために行う修繕
- (6) 物品管理調達業務
 - ① 施設の運転に必要な薬品類、燃料、プラント水及び消耗品類等の管理及び調達
 - ② 活性炭の交換及び活性炭在庫管理
- (7) 検査測定分析業務
 - ① 水質検査業務 1回/月、1回/年
 - ② 騒音・振動測定業務 1回/年
 - ③ 脱臭装置ガス濃度測定業務 1回/6カ月
 - ④ 敷地境界悪臭測定業務 1回/年
 - ⑤ 水質分析業務 1回/日
- (8) 場内警備業務
場内警備の実施による安全確保
- (9) エネルギー管理業務
電力量を抑えるための省エネルギー運転等
- (10) 防災管理業務
天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時における対応
- (11) その他業務
 - ① 施設敷地内（建物内含む。）の清掃・除草・植木等の管理及び除雪
 - ② 施設見学者対応
 - ③ 緊急時の樋門（因幡浄苑前の旧袋川堤防）の操作
 - ④ 夜間・土日・祝祭日における緊急時の対応
 - ⑤ その他必要と認められる業務
- (12) 報告書の提出
前各号及びその他必要と思われる業務に対して報告書を作成し、本組合に提出するものとする。

2 勤務日等及び勤務時間

勤務日は、月曜日から金曜日までとする。

休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 搬入時間

平日（月～金曜日） 午前8時30分～午後4時30分

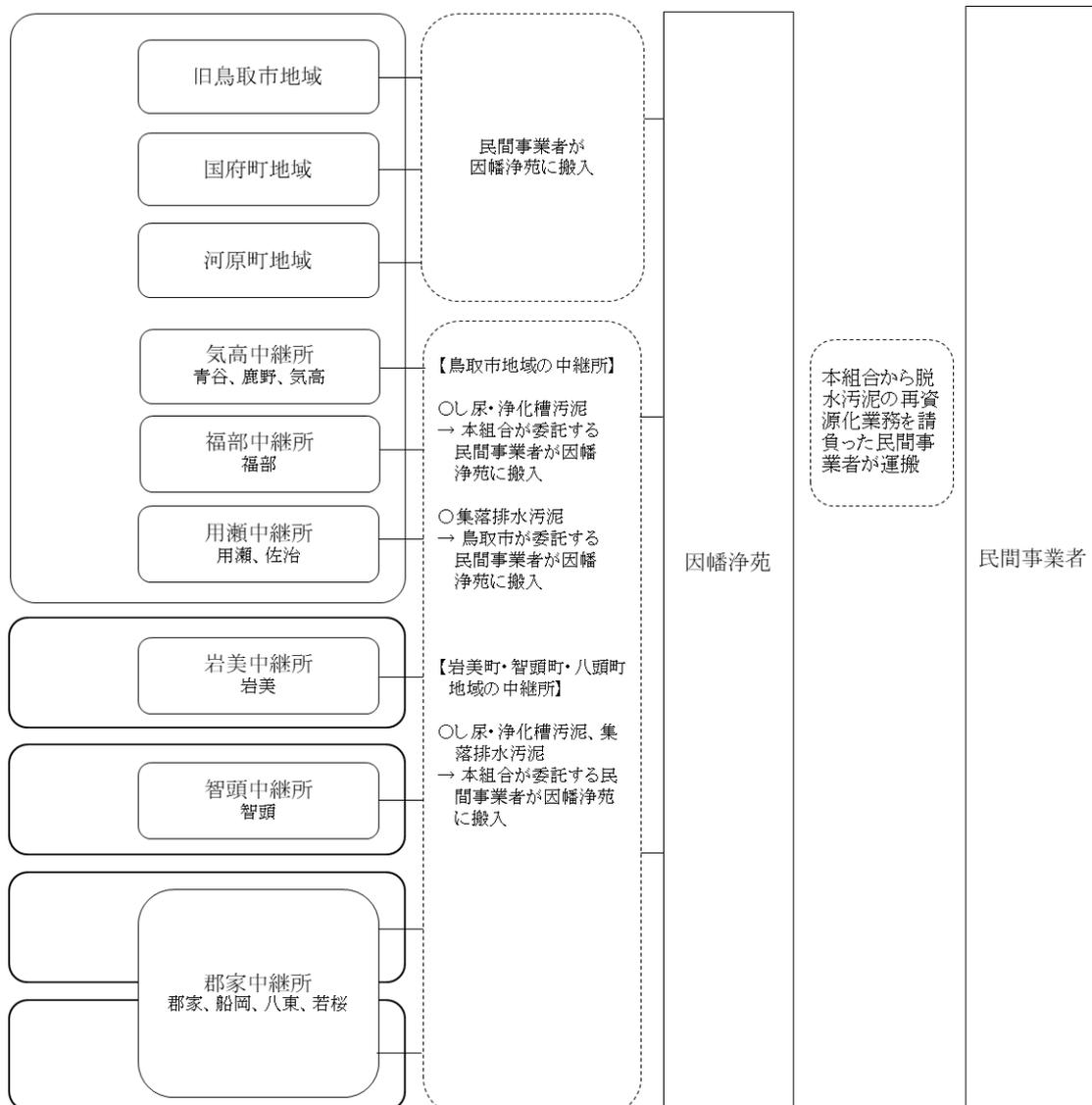
4 搬入管理

(1) 因幡浄苑に搬入する収集運搬業者の管理

旧鳥取市地域、鳥取市国府町地域及び鳥取市河原町地域におけるし尿・浄化槽汚泥及び集落排水汚泥は、民間事業者が直接、因幡浄苑に搬入する。その他の地域におけるし尿及び浄化槽汚泥は、民間事業者が各家庭から収集し、中継所（鳥取市（気高、福部、用瀬）、岩美町、智頭町、八頭町（郡家））に設置されている中継槽に投入する。中継槽のし尿・浄化槽汚泥は、本組合が委託する民間事業者が因幡浄苑に搬入する。

また、集落排水汚泥については、民間事業者が各集落排水処理施設から中継所まで運搬し、中継所においてホースを連結して鳥取市又は本組合が委託する民間事業者の車両に移した後、因幡浄苑に搬入する。

＜鳥取県東部地域のし尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬・処理体系＞



(2) 搬入量の管理

事業者は、収集運搬車両が搬入搬出する際、トラックスケールで搬入量を計量し、日報等施設管理上の実績として管理するものとする。また、事業者は各年度に1回、トラックスケールの点検等を実施するものとする。

5 脱水汚泥の引渡し業務

事業者は、し尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥の処理によって発生した脱水汚泥を本組合が再資源化業務を委託する民間事業者に引き渡すものとする。事業者は脱水汚泥の引渡しに当たり、立会等の必要な対応を行うものとする。

6 脱水し渣を指定場所まで搬出運搬する業務

(1) 事業者は、脱水し渣を下記の指定場所まで搬出運搬するものとする。

【指定場所】

施設名	所在地
可燃物処理施設リンピアいなば	鳥取市河原町山手925番地

(2) 運搬に当たっては道路交通法及びその他の諸法令を遵守し、積載物落下防止、飛散防止策及び臭気対策等を講じるものとする。

7 沈砂を抜き取り洗浄し、指定場所まで搬出運搬する業務

(1) し尿受入槽及び集落排水汚泥受入槽から沈砂を抜き取り、沈砂除去装置で洗浄し、下記の指定場所まで搬出運搬するものとする。運搬回数及び量は、指定場所周辺地元住民との協議で決定した事項であるため超過しないよう留意すること。

【指定場所等】

施設名	所在地	運搬回数及び量
鳥取県東部環境クリーンセンター最終処分場	鳥取市伏野2220	週1回、350kgまで

(2) 運搬に当たっては道路交通法及びその他の諸法令を遵守し、積載物落下防止、飛散防止策及び臭気対策等を講じるものとする。

8 し尿・雑排水の下水道圧送

鳥取市秋里終末下水処理場へのし尿等の圧送は、計画処理量を超える搬入があった場合に限ることとし、月平均5kℓ/日以内でかつ、1日当たりの最大圧送量は、50kℓ以内とする。ただし、し尿等の処理は最大限、因幡浄苑で行うものとし、原則として下水道圧送は行わないものとする。

9 調整及び交換

(1) 事業者は、機器等が正常に作動するように次に掲げる調整又は交換を行うものとする。

- ① 機器等の消耗品の交換・調整、オイル交換
- ② 機器等のグリスアップ
- ③ 水槽の流入・流出量の調整
- ④ 電極センサー類の清掃・更正

⑤ その他必要と認められる事項

- (2) 事業者は、機器等の調整又は交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を本組合に提出するものとする。
- (3) 事業者は、機器等の調整又は交換をするときは、各機器取扱説明書等に基づき、実施するものとする。

10 軽易な修理作業

事業者は、設備点検により発見した不良箇所若しくは故障が発生した破損個所のうち、現場で補修可能な軽微なものについてはただちに補修し、作業終了後に写真等を添付し報告するものとする。

11 設備等の改良

事業者は、設備等を改良するときは、本組合と協議し承諾を得た上で改良するものとする。

12 定期点検

事業者は、施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な定期点検を行うものとする。

- (1) 事業者は、定期点検等を実施する場合、定期点検実施前に定期点検計画書その他必要書類を作成し、本組合に提出して承認を得るものとする。
- (2) 事業者は、定期点検完了後は定期点検結果報告書その他必要書類を作成し、本組合に提出して業務完了確認を受けるものとする。
- (3) 事業者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置するものとする。
- (4) 事業者は、設備機器の状態、点検結果について、設備点検報告書に記録するものとする。
- (5) 事業者は、設備情報について、常に最新の情報がわかるように施設管理台帳システムのデータを更新するものとする。

13 定期修繕

事業者は、設備保全のため修繕計画書に基づき、機器の修繕を実施するものとする。

- (1) 事業者は、定期修繕の実施前に、修繕計画書その他必要書類を作成し、本組合に提出し業務実施の承認を得るものとする。
- (2) 事業者は、定期修繕完了後は、修繕報告書その他必要書類を作成し、本組合に提出し業務完了確認を受けるものとする。
- (3) 事業者は、当該機器の修繕開始後、修繕計画時には予見し得なかった事態が発生した場合、本組合に直ちにその旨を報告し、修繕計画の変更を本組合と協議し、適切な修繕を行うこととする。
- (4) 事業者は、機器の運転管理に際し、予見しない事態等が発生し、緊急に修繕対応することが必要となった場合、本組合と協議の上、修繕計画の一部又は全部の内容を変更ができることとする。その修繕に要した費用の負担は、別紙4の「業務実施におけるリスク分担」によるものとする。
- (5) 設備機器の修繕を行った場合は、速やかに施設管理台帳システムのデータを更新するも

のとする。

14 廃棄物の処理

事業者は、修繕により発生した産業廃棄物は、産業廃棄物管理票により適正に処理を行うものとする。

15 検査測定分析

事業者は、施設の周辺環境の保全を図るため、放流水の水質検査、脱臭装置排ガス濃度測定、敷地境界臭気測定、水質分析等を行うものとする。

(1) 水質検査は、外部検査機関による検査を別紙1に従い月に1回及び年に1回、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)他関係する法令で定める項目について行うものとする。基準値は別紙1のとおりとする。基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めるものとする。なお、水質検査には本組合職員が採水に立会い、検査機関に持ち込みを行う場合がある。

(2) 騒音測定及び振動測定は1年に1回(東西南北の各方位1箇所ずつ)、外部検査機関による測定を行うものとする。基準値は、第1章第6項第4号に定めるとおりとする。基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めるものとする。

(3) 脱臭装置排ガス濃度測定は半年に1回、敷地境界臭気測定は1年に1回(東西南北の各方位1箇所ずつ)、外部検査機関による測定を行うものとする。基準値等は、別紙2に定めるとおりとする。基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めるものとする。

(4) 水質分析は、施設の維持管理上必要となる項目を毎日(勤務日以外は除く。)行うものとする。検査項目等は別紙3に定めるとおりとする。

(5) 事業者は、(1)から(4)の検査結果について、本組合に報告書を提出しなければならない。

16 防災管理業務

(1) 二次災害の防止

事業者は、天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努めなければならない。

(2) 緊急対応マニュアル(業務継続計画含む)の作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合に提出して承諾を得る必要がある。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行わなければならない。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善し、本組合に報告するものとする。

(3) 自主防災組織の組織

事業者は、台風、大雨等の警報発令時に対応するため、及び火災、事故、作業員の怪我等を防止するために自主防災組織を組織するとともに、警察、消防及び本組合等への連絡体制を整備し、速やかに本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とする。

(4) 防災訓練の実施

事業者は、定期的に防災訓練等を行い、訓練等の結果について、本組合へ報告書を提出するものとする。

(5) 事故への対応

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い対応するものとする。

17 見学者対応

事業者は、本組合の指示により、見学者に対し施設等の説明を行うものとする。

18 特別操業の対応

特別操業（ゴールデンウィーク及び年末年始等の臨時的にし尿等の受入れ）又は時間外受入の依頼があった場合は、事業者は本組合と協議の上、対応するものとする。

19 環境への配慮

施設の処理工程等の特性を踏まえながら、環境負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスク管理及び地球温暖化の抑制などに配慮するものとする。

第5章 費用分担及びリスク分担等

1 本組合が支給する物品等

業務遂行上必要な物品等のうち、本組合が支給又は貸与するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設に備え付けられた器具、工具等
- (2) 施設建設等に係る完成図書等
- (3) その他本組合が認めるもの

2 事業者が負担する費用等

包括管理委託業務の範囲内の業務履行に係る費用については、原則として全て事業者の負担とする。ただし、突発的故障修繕に要する費用の分担は別紙4「業務実施におけるリスク分担」によるものとする。

3 本組合が負担する費用等

施設の管理運転等に要する費用のうち、本組合が負担すべき費用等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生物膜装置・凝集膜装置の集水軸・膜等の主要部品の交換等に係る修繕費
- (2) 水槽防食に係る修繕費
- (3) 脱水汚泥の再資源化委託費
- (4) 槽内堆積物の処理費及び槽内の清掃費
- (5) 事業者の責めに帰することができない事由による対外的補償や施設、設備の損傷に係る費用
- (6) その他必要な費用

4 対外的賠償等が求められた場合

- (1) 事業者は、対外的賠償等を求められた場合、速やかに本組合に報告しなければならない。
- (2) 事業者は、別紙4「業務実施におけるリスク分担」の責任分担に基づき、その責任を負うものとする。

5 施設等が損傷を受けた場合

- (1) 事業者は、施設又は設備が損傷を受けた場合、その原因及び処理等に与える影響について速やかに本組合へ報告しなければならない。
- (2) 事業者は、別紙4「業務実施におけるリスク分担」の責任分担に基づき、施設又は設備の損傷に対し、所定の機能を回復させる責任を負うものとする。
- (3) 事業者が回復すべき機能とは、契約時に本組合及び事業者双方で確認した施設及び設備の機能をいう。
- (4) 事業者は、施設及び設備の損傷が処理等の機能に重大な影響を与えると予想される場合、責任の所在に関わらず緊急措置を講じなければならない。

第6章 業務書類等

1 業務に関する提出書類

業務に関して提出が必要な書類は以下のとおりとし、定められた期日内に提出するものとする。

提出期日	書類名	記載箇所	
契約締結時	運転・維持管理計画書	第3章	第1項
	総括・副総括責任者選任届	第2章	第3項
	緊急対応マニュアル	第4章	第16項
	各種体制整備報告書	第4章	第16項
変更の10日前まで	変更運転・維持管理計画書	第3章	第1項
各年度開始の10日前まで	年間業務実施計画	第3章	第2項
翌年度の4月10日まで	前年度に係る年間業務完了報告書	第3章	第3項
	前年度の年間施設管理状況報告書	第3章	第3項
	前年度に係る業務完了検査願	第3章	第3項
前月の25日まで	月間業務実施計画書	第3章	第4項
翌月の10日まで	前月に係る月間業務完了報告書	第3章	第5項
	前月に係る業務完了検査願	第3章	第5項
	水質検査結果	第4章	第15項
	水質分析結果	第4章	第15項
委託期間最終月 (契約期間満了日まで)	最終年度の年間業務完了報告書	第3章	第3項
	最終年度の年間施設管理状況報告書	第3章	第3項
	最終年度の年間業務完了検査願	第3章	第3項
	最終月の月間業務完了報告書	第3章	第5項
	最終月の業務完了検査願	第3章	第5項
業務開始後速やかに	引継書2部 (施設保管用、提出用)	第1章	第12項
	業務実施体制表	第2章	第4項
変更後速やかに	変更引継書2部 (施設保管用、提出用)	第1章	第12項
確認完了の日 から10日以内	施設等機能確認報告書 (業務開始前)	第1章	第13項
	施設等機能確認報告書 (業務終了前)	第1章	第13項
測定結果が出た後 速やかに	脱臭装置排ガス濃度測定 敷地境界臭気測定	第4章	第15項
実施後速やかに	防災訓練報告書	第4章	第16項

隨時	定期点検計画	第3章	第9項
	定期点検結果報告書	第3章	第9項
	定期修繕計画	第3章	第10項
	定期修繕完了報告書	第3章	第10項

別紙 1

因幡浄苑 排水基準値等及び水質検査業務に係る検査項目等

検査項目	単位	検査頻度		施設性能	排水基準値	目標値
		月1回	年1回			
水素イオン濃度(pH)	-	○	○	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	○	○	10mg/ℓ 以下	160(120)	10mg/ℓ 以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	○	○	20mg/ℓ 以下	160(120)	20mg/ℓ 以下
浮遊物質(SS)	mg/l	○	○	10mg/ℓ 以下	200(150)	10mg/ℓ 以下
色度	mg/l	○	○	30度 以下		30度 以下
大腸菌数	cfu/ml	○	○		800	
塩素イオン濃度(Cl)	mg/l	○	○			
アンモニア性窒素(NH4-N)	mg/l	○	○		100(注)	
硝酸性窒素(NO3-N)及び亜硝酸性窒素(NO2-N)	mg/l	○	○			10
ほう素	mg/l		○		10	1
総窒素(T-N)	mg/l	○	○	10mg/ℓ 以下	120(60)	10mg/ℓ 以下
全リン(T-P)	mg/l	○	○	1mg/ℓ 以下	16(8)	1mg/ℓ 以下
溶解性鉄	mg/l		○		10	
溶解性マンガン	mg/l		○		10	
銅	mg/l		○		3	
亜鉛	mg/l		○		2	
クロム	mg/l		○		2	
ふっ素	mg/l		○		8	0.8
フェノール類含有量	mg/l		○		5	
カドミウム及びその化合物	mg/l		○		0.03	0.003
鉛及びその化合物	mg/l		○		0.1	0.01
シアン化合物	mg/l		○		1	検出されないこと
ひ素及びその化合物	mg/l		○		0.1	0.01
総水銀	mg/l		○		0.005	0.0005
有機リン化合物	mg/l		○		1	
六価クロム化合物	mg/l		○		0.2	0.02
アルキル水銀	mg/l		○		検出されないこと	検出されないこと
PCB	mg/l		○		0.003	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/l		○		0.1	0.01
テトラクロロエチレン	mg/l		○		0.1	0.01
四塩化炭素	mg/l		○		0.02	0.002
ジクロロメタン	mg/l		○		0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/l		○		0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		○		3	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		○		0.06	0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		○		1	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		○		0.4	0.04
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		○		0.02	0.002
チウラム	mg/l		○		0.06	0.006
シマジン	mg/l		○		0.03	0.003
チオベンカルブ	mg/l		○		0.2	0.02
ベンゼン	mg/l		○		0.1	0.01
セレン及びその化合物	mg/l		○		0.1	0.01
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)	mg/l		○		5	
〃 (動植物油脂類含有量)	mg/l		○		30	
1,4-ジオキサン	mg/l		○		0.5	0.05

※注はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※排水基準 … 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)

()内は日間平均mg/l 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※目標値の は施設性能値

※目標値の は水質汚濁に係る環境基準(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条によるもの)のうち人の健康の保護に関する環境基準値

脱臭装置排ガス濃度測定基準値

1. 高中濃度臭気脱臭装置排ガス濃度

〔測定場所：活性炭吸着塔出口〕

測定項目	基準値
臭気強度	2.5
臭気濃度	300
臭気物質	(ppm)
アンモニア NH ₃	1.0
硫化水素 H ₂ S	0.02
メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	0.005
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01
二硫化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009

2. 低濃度臭気脱臭装置排ガス濃度

〔測定場所：活性炭吸着塔出口〕

測定項目	基準値
臭気強度	2.5
臭気濃度	300
臭気物質	(ppm)
アンモニア NH ₃	1.0
硫化水素 H ₂ S	0.02
メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01
二硫化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009

3. 敷地境界悪臭測定

〔測定場所：敷地境界〕

測定項目	基準値
臭気強度	2.5
臭気濃度	300
臭気物質	(ppm)
アンモニア NH ₃	1.0
硫化水素 H ₂ S	0.02
メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01
二硫化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009

別紙 3

維持管理上必要となる水質分析項目

分析項目	単位	搬入し尿	投入し尿	集排汚泥	第1反応槽	生物膜汚泥A	生物膜汚泥B	生物膜汚泥C	生物膜汚泥D	生物膜処理水
水温	℃		週2回		毎日					
水素イオン濃度 (pH)			週2回		毎日					
浮遊物質 (SS) MLSS	mg/l	週1回	週1回	週1回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/l		週2回	週1回	毎日					週2回
窒素酸化物 (NO _x -N)	mg/l		週2回	週1回	毎日					週2回
総窒素 (T-N)	mg/l		週1回		週1回					週1回
全リン (T-P)	mg/l									週1回
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l		週1回		週1回					
色度	度									

分析項目	単位	凝集汚泥A	凝集汚泥B	凝集汚泥C	凝集膜処理水	供給汚泥	除砂機投入液	凝集混和槽	活性炭処理水	脱水ろ液	雑排水
水温	℃								毎日		
水素イオン濃度 (pH)					週1回	週1回		週1回	毎日		週1回
浮遊物質 (SS) MLSS	mg/l	週2回	週2回	週2回		週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	mg/l								毎日		
窒素酸化物 (NO _x -N)	mg/l								毎日		
総窒素 (T-N)	mg/l								週1回		
全リン (T-P)	mg/l				週1回				週1回		
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l				週1回				週1回		
色度	度								週1回		

※ 各項目に記載している週1回・週2回・毎日は、し尿・浄化槽汚泥・集落汚泥排水汚泥の受入日（特別操業日は除く。）に実施する分析回数である。

※ その他本表に記載していない項目についても、必要に応じて分析すること。

別紙 4

業務実施におけるリスク分担

包括管理委託業務における本組合と受託事業者との責任分担は、次のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容		負担者 (○)		
			本組合	受託事業者	
契約締結リスク	本組合の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○		
	受託事業者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合			○	
法令等の改正	業務に直接関係する法令等の改正		○		
	上記以外のもの			○	
第三者への賠償	受託事業者の責めによるもの			○	
	上記以外のもの		○		
第三者への補償	受託事業者の責めによるもの			○	
	上記以外のもの		○		
周辺地域・住民対応	業務に伴う苦情処理等の住民対応			○	
	上記以外のもの		○		
物価・金利変動	インフレ、デフレ、水道料金等改正		○	○	
	税制改正		○	○	
環境保全	運転・維持管理に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合			○	
	上記以外のもの		○		
契約の変更等	受託事業者の責めによるもの (破綻、契約・法令違反、不履行等)			○	
	上記以外のもの		○		
天災等の影響	維持管理上の責による施設損傷			○	
	維持管理上の責によらない施設損傷		○		
	天災等による事業変更・中止等		○		
施設の性能確保	委託業務開始時における施設の性能確保		○		
	委託業務終了時（引渡し）における施設の性能確保			○	
火災保険	施設の火災保険への加入		○		
事故の発生	運転・維持管理での事故			○	
	上記以外のもの		○		
施設・設備等の修繕	突発的な修繕	天災等の不可抗力	修繕費が130万円未満		○
			上記以外のもの	○	
	その他		受託事業者の責めによるもの		○
			修繕費が130万円未満のもの		○
			上記以外のもの	○	
	生物膜装置・凝集膜装置の集水軸・膜等の主要部品の交換等にかかる大規模修繕		○		
水槽防食にかかる大規模修繕		○			
処理量の変動	処理量の大幅な変動に伴う費用の増減		○	○	
セキュリティ	情報漏洩、犯罪の発生			○	
計画変更	業務内容等の変更によるもの		○		

修繕一覧表

設備区分	機器名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	修繕内容
前処理設備	沈砂除去装置			○	消耗部品交換
	真空ブロワ				
	し尿破砕機A	○	○	○	7年度:切刃等交換・消耗部品交換 8年度:消耗部品交換 9年度:切刃等交換・消耗部品交換
	し尿破砕機B	○	○	○	7年度:切刃等交換・消耗部品交換 8年度:消耗部品交換 9年度:切刃等交換・消耗部品交換
	集排汚泥破砕機A			○	消耗部品交換
	集排汚泥破砕機B			○	消耗部品交換
	自動給油機A				
	自動給油機B				
	自動給油機C				
	自動給油機D				
	貯留槽スカム破砕ポンプ		○		消耗部品交換
	中継槽スカム破砕ポンプA	○		○	消耗部品交換
	中継槽スカム破砕ポンプB		○		消耗部品交換
	スクリーン送液ポンプA		○		消耗部品交換
	スクリーン送液ポンプB				
	し尿スクリーンA			○	ケーシング交換、消耗部品交換
	し尿スクリーンB			○	ケーシング交換、消耗部品交換
	し尿洗浄空気ファンA				
	し尿洗浄空気ファンB				
	し尿スクリーブレスA				
	し尿スクリーブレスB				
	し尿油圧ユニットA				
	し尿油圧ユニットB				
	スクリーン洗浄ポンプA				
	スクリーン洗浄ポンプB				
	スクリーン洗浄ポンプC				
	除砂機移送ポンプA	○			消耗部品交換
	除砂機移送ポンプB			○	機器更新
	遠心除砂機A				
	遠心除砂機B		○		工場整備
	遠心除砂機差動機A				
	遠心除砂機差動機B				
	集排汚泥スクリーン	○			消耗部品交換
	集排汚泥洗浄空気ファン				
	集排汚泥スクリーブレス				
	集排汚泥油圧ユニット				
	No.1し渣コンベヤ				
	No.2し渣コンベヤ				
	No.3し渣コンベヤ				
	No.1し渣ホッパ				
	し渣切出コンベヤ				
	温水循環ポンプ				
温水洗浄装置(温水タンク)					
主処理設備	調整槽攪拌機A			○	消耗部品交換
	調整槽攪拌機B	○			消耗部品交換
	調整槽攪拌機C		○		消耗部品交換
	し尿投入ポンプA		○		消耗部品交換
	し尿投入ポンプB	○			消耗部品交換
	下水道移送ポンプA				
	下水道移送ポンプB				
	床排水ポンプA				
	床排水ポンプB				
	床排水ポンプC				
	液循環ポンプA		○		消耗部品交換
	液循環ポンプB	○		○	消耗部品交換

修繕一覧表

設備区分	機器名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	修繕内容
主処理設備	液循環ポンプC		○		消耗部品交換
	熱交換器A				
	熱交換器B				
	冷却塔A				
	冷却塔B				
	冷却水ポンプA	○			消耗部品交換
	冷却水ポンプB	○			消耗部品交換
	冷却水ポンプC				
	第1反応槽曝気ブロワA	○			消耗部品交換
	第1反応槽曝気ブロワB		○		消耗部品交換
	第1反応槽曝気装置A	○		○	7年度:点検、9年度:機器更新
	第1反応槽曝気装置B	○		○	7年度:機器更新、9年度:点検
	第1反応槽曝気装置C		○		点検
	第1反応槽曝気装置D		○		点検
	第1反応槽曝気装置E				
	第1反応槽曝気装置F	○	○		7年度:点検、8年度:機器更新
	第1反応槽曝気装置G	○		○	点検
	消泡循環ポンプ	○			消耗部品交換
	第2反応槽曝気ブロワA				
	第2反応槽曝気ブロワB				
	第2反応槽曝気装置A				
	第2反応槽曝気装置B			○	消耗部品交換
	生物膜原水ポンプA		○		消耗部品交換
	生物膜原水ポンプB		○		消耗部品交換
	生物膜原水ポンプC			○	消耗部品交換
	生物膜原水ポンプD			○	消耗部品交換
	生物膜装置A			○	劣化分析
	生物膜透過液ポンプA			○	消耗部品交換
	余剰汚泥ポンプA	○			消耗部品交換
	生物膜装置B			○	劣化分析
	生物膜透過液ポンプB			○	消耗部品交換
	余剰汚泥ポンプB	○			消耗部品交換
	生物膜装置C			○	劣化分析
生物膜透過液ポンプC			○	消耗部品交換	
余剰汚泥ポンプC	○			消耗部品交換	
生物膜装置D			○	劣化分析	
生物膜透過液ポンプD			○	消耗部品交換	
余剰汚泥ポンプD	○			消耗部品交換	
高度処理設備	混和槽移送ポンプA		○		消耗部品交換
	混和槽移送ポンプB	○			消耗部品交換
	凝集混和槽攪拌機				
	凝集膜原水槽循環ポンプ	○		○	消耗部品交換
	凝集膜原水ポンプA	○		○	7年度:消耗部品交換、9年度:機器更新
	凝集膜原水ポンプB		○		機器更新
	凝集膜原水ポンプC		○		機器更新
	凝集膜装置A				
	凝集膜透過液ポンプA		○		消耗部品交換
	凝集汚泥ポンプA		○		機器更新
	凝集膜装置B				
	凝集膜透過液ポンプB			○	消耗部品交換
	凝集汚泥ポンプB			○	機器更新
	凝集膜装置C				
	凝集膜透過液ポンプC			○	消耗部品交換
	凝集汚泥ポンプC		○		機器更新
	中和槽攪拌機				
	活性炭原水ポンプA		○		消耗部品交換
	活性炭原水ポンプB		○		消耗部品交換
	活性炭吸着塔A				
活性炭吸着塔B					

修繕一覧表

設備区分	機器名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	修繕内容
高度処理設備	活性炭吸着塔C				
	活性炭投入ポンプ				
	活性炭洗浄ポンプ		○		機器更新
	サンプリングポンプ		○		消耗部品交換
薬注設備	メタノールポンプA			○	機器更新
	メタノールポンプB			○	機器更新
	第1反応槽苛性ソーダポンプ				
	消泡剤ポンプA				
	消泡剤ポンプB				
	消泡剤ポンプC				
	前処理苛性ソーダポンプ				
	凝集苛性ソーダポンプA			○	消耗部品交換
	凝集苛性ソーダポンプB	○			消耗部品交換
	凝集ポリ鉄ポンプA	○		○	消耗部品交換
	凝集ポリ鉄ポンプB		○		消耗部品交換
	膜洗浄苛性ソーダポンプ		○		機器更新
	膜洗浄次亜塩素酸ポンプ		○		機器更新
	クエン酸攪拌機				
	クエン酸移送ポンプ				
	中和槽苛性ソーダポンプ		○		機器更新
	接触槽次亜塩素酸ポンプA				
	接触槽次亜塩素酸ポンプB				
	苛性ソーダ貯留槽				
	次亜塩素酸貯留槽				
硫酸貯留槽					
ポリ鉄貯留槽					
汚泥脱水設備	汚泥循環ポンプ	○			消耗部品交換
	貯留槽攪拌ブロワA		○		消耗部品交換
	貯留槽攪拌ブロワB			○	消耗部品交換
	汚泥供給ポンプA			○	機器更新
	汚泥供給ポンプB		○		機器更新
	脱水助剤搬送機				
	脱水助剤自動溶解機				
	脱水助剤攪拌機				
	脱水助剤ポンプA			○	消耗部品交換
	脱水助剤ポンプB			○	消耗部品交換
	脱水ポリ鉄ポンプA				
	脱水ポリ鉄ポンプB				
	脱水苛性ソーダポンプ				
	汚泥混和槽攪拌機		○		消耗部品交換
	汚泥凝集槽攪拌機		○		消耗部品交換
	凝集汚泥貯留槽攪拌機		○		消耗部品交換
	汚泥圧入ポンプA			○	機器更新
	汚泥圧入ポンプB		○		機器更新
脱水機A	○	○	○	7・8年度: 消耗部品交換 9年度: 油圧ユニット・油圧シリンダー整備、消耗部	
脱水機B	○	○	○	7・8年度: 消耗部品交換 9年度: 油圧ユニット・油圧シリンダー整備、消耗部	
汚泥脱水設備	油圧ポンプA				
	油圧ポンプB				
	圧搾ポンプA		○		消耗部品交換
	圧搾ポンプB	○		○	消耗部品交換
	ろ布洗浄ポンプA			○	消耗部品交換
	ろ布洗浄ポンプB		○		消耗部品交換
	ダイヤフラム吸引ポンプA		○		消耗部品交換
	ダイヤフラム吸引ポンプB	○			消耗部品交換
	ブローコンプレッサA				
	ブローコンプレッサB				
	No.1脱水汚泥コンベヤA				
	No.1脱水汚泥コンベヤB				

修繕一覧表

設備区分	機器名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	修繕内容
汚泥脱水設備	脱水汚泥カッタA				
	脱水汚泥カッタB				
	No.2脱水汚泥コンベヤ				
	汚泥ホッパ				
	汚泥切出コンベヤ				
	汚泥移送コンベヤ				
	雑排水移送ポンプA		○		消耗部品交換
	雑排水移送ポンプB	○			消耗部品交換
	集排汚泥分離液ポンプA				
集排汚泥分離液ポンプB					
脱臭設備	酸洗浄塔	○	○	○	消耗部品交換、内部清掃
	酸循環ポンプA	○			消耗部品交換
	酸循環ポンプB		○		消耗部品交換
	アルカリ洗浄塔	○	○	○	消耗部品交換、内部清掃
	アルカリ循環ポンプA			○	消耗部品交換
	アルカリ循環ポンプB		○		消耗部品交換
	高中濃度臭気ファン	○		○	消耗部品交換
	高中濃度活性炭吸着塔				
	低濃度臭気ファン				
	低濃度活性炭吸着塔				
	硫酸ポンプA				
	硫酸ポンプB				
	脱臭苛性ソーダポンプA	○		○	7年度:機器更新、9年度:消耗部品交換
	脱臭苛性ソーダポンプB		○		消耗部品交換
脱臭次亜塩素酸ポンプA		○		消耗部品交換	
脱臭次亜塩素酸ポンプB		○		消耗部品交換	
その他設備	計装用コンプレッサーA				
	計装用コンプレッサーB				
	除湿機				
	上水給水ポンプ(A.B)			○	消耗部品交換
	プロセス用水ポンプ(A.B)		○		消耗部品交換
	再利用ポンプ(A.B)				
	高圧洗浄ポンプ				
	管理棟排水ポンプ				
	ブロワ室給気ファン(1)	○			機器更新
	ブロワ室給気ファン(2)	○			機器更新
	ブロワ室排気ファン				
	前処理脱水機室排気ファン				
	機械室排気ファン				
	ポンプ室給気ファン				
	ポンプ室排気ファン				
	電気室給気ファン				
	電気室排気ファン				
	廊下給気ファン	○			機器更新
	処理水槽室排気ファン				
	受入室排気ファン				
非常用発電機					
処理棟空調機					
その他設備	処理棟空調機				
	管理棟空調機				
	管理棟空調機				
	電気計装設備	○	○	○	7年度:分析計点検、汚泥ホッパー重量計 他計装設備点検等 8年度:インバーター更新(8台)・分析計更新(4台)・UPS部品交換、計装設備点検 9年度:インバーター更新(4台)・計装設備点検等
車両	4tダンプ	○	○	○	車両整備
	軽ダンプ	○	○	○	車両整備